

新型コロナウイルス感染症に対する核融合科学研究所行動指針（BCP）

制定 令和3年1月15日

- ・基本下記の共通事項を遵守して行動する。
 - マスクの着用、手洗い、うがいの実施、定期的な換気
 - 自身の健康管理（検温、体調がすぐれない時は、感染拡大予防を考え自宅待機等）

活動レベル	判断基準	研究・実験 (教職員)	事務業務 (事務職員・技術職員・URA職員等)	学生	イベント(オンサイト) 見学者	各種会議 出張	実験関係事業者、関連会社等 (共同研究者を含む)	所外者の入構、その他
レベル0	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり
レベル1	感染者数が一定程度にとどまっている状態	・感染防止策を講じた上で、通常の研究活動を行う。	・感染防止策を講じた上で、通常業務を行う。	・感染拡大防止に留意して入構を認める。 ※所属大学と協議の上対応を決める。	・国、岐阜県が示すガイドラインに基づく感染防止策を考慮した上で、実施する。	・感染拡大防止に留意して、活動を認める。 ・オンライン会議又は文書会議の活用推奨。 (※基本、国外出張については外務省のガイドラインに基づく。)	・感染拡大防止に留意して入構を認める	・感染防止策を講じた上で、入構可とする。
レベル2	感染への警戒が必要な状態 (岐阜・愛知県の感染者数の増加がみられる場合)	・感染防止策を講じた上で、研究室等での研究活動を統括する。 ・学会等の研究会への参加及び主催は感染防止策を講じた上で実施可能とする。オンライン開催は可とする。 ・所内での研究活動については、許可する。	・感染防止策を講じた上で、通常業務を行う。	・オンライン講義等を活用しながら、感染防止策を講じた上で、オンサイト講義受講を認める。 ※所属大学と協議の上対応を決める。	・国、岐阜県が示すガイドラインに基づく感染防止策を講じた上で、必要性の高いものは実施するが、可能なものはオンライン開催を推奨する。	・感染拡大防止に留意して、対面会議の実施。 ・オンライン会議又は文書会議の活用推奨。 ・国内出張は可とするが、接触機会低減のため、可能なものはオンライン等を推奨する。 (※基本、国外出張については外務省のガイドラインに基づく。)	・原則、感染拡大防止に留意して入構を認める。 ※ただし、状況により入構を禁止する場合がある。	・感染防止策を講じた上で、入構可とする。 ※ただし、状況により入構を禁止する場合がある。
レベル3	国の緊急事態宣言は発令されていないが、岐阜、愛知県から独自の緊急事態宣言が発令されている等それに準ずる状態	・感染防止策を講じた上で、研究上の必要性が高いものについて、研究室等での活動を実施する。ただし、接触機会低減のため、可能な範囲で研究室等での滞在時間を減らし、自宅等での作業、時差出勤を推奨する。 ・感染防止策を講じた上で、学会等の研究会への参加及び主催は可能とするが、原則オンライン開催を推奨する。 ・所内での研究活動については、感染防止策を講じた上で、可とする。	・感染防止策を講じた上で、研究所機能の維持の必要性が高い場合のみ在所勤務。ただし、接触機会低減のため、可能な範囲で事務室等での滞在時間を減らし、自宅等での作業、時差出勤を推奨する。	・感染拡大防止に留意して入構を認める。 ・オンライン講義等を活用する。 ※所属大学と協議の上対応を決める。	・不要不急のものは原則延期または中止とするが、国、岐阜県が示すガイドラインに基づく感染防止策を講じた上で必要性の高いものは実施することができる。オンライン開催は可とする。 ・原則として施設貸与は行わない。 ・原則、見学中止。	・感染防止策を講じた上で、国内出張は可とするが、可能なものは極力オンライン等とする。ただし、国内出張等感染が拡大している地域の往来については、真にやむを得ない場合を除き自粛する。 ・感染防止策を講じた上で、対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議に移行する。 (※基本、国外出張については外務省のガイドラインに基づく。)	・感染拡大防止に留意して入構を認める。	・感染防止策を講じた上で、入構可とするが、研究所の入構者数の調整を行う。 ※ただし、状況により入構を禁止する場合がある。
レベル4	国の緊急事態宣言が発令されている状態	・感染防止策を講じた上で、研究上の必要性が特に高いもの及び研究所機能の最低限の維持に必要なものに限定して、教職員の入室を認める。 ・学会等の研究会への参加及び主催の禁止、オンライン参加は可とする。 ・原則として在宅での研究とし、研究・教育の準備・継続に必要な不可欠な場合のみ来所勤務。	・感染防止策を講じた上で、研究所機能の最低限の維持に必要なものに限定して来所勤務。その他は在宅勤務。	・原則入構禁止。 ・オンライン講義等を活用する。 ・止むを得ず入構する必要がある場合は、指導教員から事前に許可を得る。 (ただし、可能な限り短時間で退出すること) ※所属大学と協議の上対応を決める。	・原則延期または中止とする。オンライン開催は可とする。 ・施設貸与は行わない。 ・見学中止。	・原則、国内出張等感染が拡大している地域の往来については、真にやむを得ない場合を除き自粛する。 ・原則オンライン会議とする。 (※基本、国外出張については外務省のガイドラインに基づく。)	・原則入構禁止とするが、感染防止策を講じた上で、必要不可欠なものに限定して一部認めることができる。	・原則入構禁止とするが、感染防止策を講じた上で、必要不可欠なものに限定して一部認めることができる。 ※ただし、状況により入構を禁止する場合がある。
レベル5	重大な緊急事態 (感染拡大により、教職員等が出勤できない状態等)	・感染防止策を講じた上で、研究所機能の最低限の維持に必要なものに限定して、研究教育職員のみ入室を認める。 ・研究資産維持のために必要最低限の人員のみ来所勤務。 ・原則として在宅での研究とし、研究・教育の準備・継続に必要な場合のみ来所勤務。	・感染防止策を講じた上で、研究所機能の最低限の維持に必要な職員のみ出勤。その他は在宅勤務。	・全ての学生の入構禁止	・全てのイベントは延期または中止とする。 ・施設貸与は行わない。	・国内出張は不可とする。 ・オンライン会議のみとする。 (※基本、国外出張については外務省のガイドラインに基づく。)	・入構禁止。 ※事業継続のために必要な場合を除く。	・入構禁止。

※国、自治体の対応に応じて随時変更を行うことができる